

21 日 獣 発 第 60 号

平成 21 年 5 月 18 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会
会 長 山 根 義 久
(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び 注意喚起について（その2）

このことについて、平成 21 年 5 月 18 日付け 21 消安第 1723 号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありましたので、貴会会員の産業動物診療獣医師などの関係者への周知をお願いいたします。

なお、本件については、すでに平成 21 年 5 月 1 日付け 21 消安第 1118 号による農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知（養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について）を受け、同日付け 21 日獣発第 49 号によりお知らせしたところですが、今般、我が国においても新型インフルエンザの感染事例が確認されたことから、本疾病のまん延防止にさらなる万全を期すため、指導及び注意喚起に関する事項等を追加したので、その趣旨を十分理解の上、関係者への周知等指導の徹底について協力を求めてきたものです。

注）本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。



21消安第1723号
平成21年5月18日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について（その2）

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長あて通知したので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知されますよう御協力をお願いいたします。



写

21消安第1723号
平成21年5月18日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について（その2）

日頃より家畜衛生対策の推進に御尽力賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、先般、メキシコ等における新型インフルエンザの発生に伴い、「養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について」（平成21年5月1日付け21消安第1118号消費・安全局動物衛生課長通知。「以下1日付通知」という。）により、養豚農場等に対する立入り制限等の飼養衛生管理の徹底の指導をお願いしたところです。

このような中、今般、我が国でも国内における新型インフルエンザの感染事例が確認されました。つきましては、本疾病のまん延防止に万全を期すため、1日付通知に加え、当面、下記の事項を関係者に徹底するよう指導をお願いします。

記

- 1 豚への新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している又は新型インフルエンザ発生国等へ渡航後間もない従業員や関係者（家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等）は農場へ立入らせないようにするとともに、ヒト、車両の立入等に関する記録を保持すること
- 2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃より実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退場時の消毒を励行すること
- 3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある豚を診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の養豚農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じること、また、訪問した農場に関する記録を保持すること